

本検討会において検討すべき課題について

1. 基本的視点（案）
2. 生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について（検討課題Ⅰ）
3. AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について（検討課題Ⅱ）

2023年10月4日
内閣府 知的財産戦略推進事務局

本検討会において検討すべき課題（案）

1. 基本的視点

2. 生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について（検討課題Ⅰ）

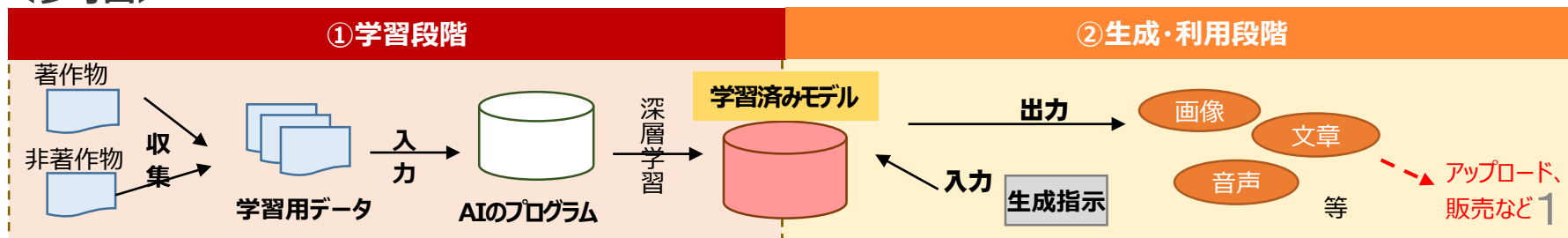
- （１）著作権との関係
- （２）著作権以外の知財との関係
- （３）技術による対応
- （４）収益還元の在り方
- （５）その他個別課題
 - （ⅰ）学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備に関する課題整理
 - （ⅱ）ディープフェイクについての知財法の観点からの課題整理
- （６）社会への発信等の在り方

3. AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について（検討課題Ⅱ）

- （１）AIを利用した発明の取扱いの在り方
- （２）A I の利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題

その他、検討すべき事項はあるか。

<参考図>



1. 基本的視点（案）

AIには、デジタル化・デジタル技術の活用を加速させ、我が国全体の生産性向上のみならず、様々な社会課題解決に資する可能性がある。他方、生成AIについては、様々なリスクの存在も懸念されており、そこには機密情報の漏洩等のリスクのほか、著作権侵害のリスクも含まれる（AI戦略会議「AIに関する暫定的な論点整理」（2023年5月26日）等参照）。

このため、生成AIの開発・提供・利用の促進により、我が国の産業競争力の強化を図っていくためにも、著作権を含む知的財産権全体と生成AIとの関係について整理し、必要な方策等を検討していくことが重要である。

以上を踏まえ、今後の審議の基礎とすべき検討の基本的な視点は以下の通りとする。

（１）産業競争力強化の視点

全体を貫く第一の視点として、生成AIの開発・提供・利用の促進により、公正で自由な社会経済環境の下、幅広い産業において付加価値が創出され、我が国の産業競争力の強化が図られることを目指す。

（２）AI技術の進歩の促進と権利保護のバランスの視点

生成AIの開発・提供・利用において、AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護のバランスが取れた方策等を目指す。

（３）国際的視点

AIは国際的な流通が容易であり、国境を越えた課題であることを踏まえ、国際的な動向を踏まえた方策等を目指す。

2. 検討課題Ⅰ（生成AIと知財リスク対応等）

（1）著作権との関係



文化審議会著作権分科会にて審議中

【現行知財制度の整理と問題意識】

情報解析については、著作権法30条の4により、原則として著作権者の許諾なく、著作物の利用が可能であるが、クリエイターの懸念の払拭、AIサービス事業者やAIサービス利用者の侵害リスクを最小化できるよう、生成AIの発展を踏まえた論点整理を行い、考え方を明らかにする必要がある。

【具体的な課題例】

<①学習段階>

● AI（学習済みモデル）を作成するために著作物を利用する際の基本的な考え方

- ・ 「非享受目的」に該当する場合
- ・ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合

（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）
第30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

- 一 （略）
- 二 情報解析（（略））の用に供する場合
- 三 （略）

<②生成段階>

● AI生成物が著作物と認められるための基本的な考え方

- ・ 利用者の創作意図や創作的寄与に関する考え方や事例研究

<③生成物の利用段階>

● 学習用データとして用いられた元の著作物と類似するAI生成物が利用される場合の著作権侵害に関する基本的な考え方

- ・ 類似性・依拠性の考え方や事例研究

(2) 著作権以外の知財との関係

【現行知財制度の整理と問題意識】

生成AIの利用が、文章のみ等といったことだけでなく、標章、画像、音声など、マルチモーダル化しており、著作権以外の知的財産権との関係についても、典型的な場面と法の適用関係について、生成AI固有の課題はあるかという点にも留意しながら、整理・検討する必要がある。

【具体的な課題例】

<①学習段階>

● AI学習における利用と知的財産法の抵触の有無

- ・ AI（学習済みモデル）作成のために他者の登録意匠、登録商標等を学習用データとして使用することは、意匠権や商標権の効力が及ぶ行為に該当しないか。また、商品等表示や商品形態についての不正競争行為に該当しないか。
- ・ 営業秘密や限定提供データを学習用データとして使用した場合、不正競争行為に該当しないか。

<②生成段階>

● AI生成物と知的財産法による保護／規制との関係

- ・ AI生成物は、商標権、意匠権や不正競争防止法（商品等表示、商品形態）の保護／規制の対象となり得るか。

（＊ 発明については、「検討課題Ⅱ」において取り上げる）

<③生成物の利用段階>

● AI生成物の利用が知的財産法違反となる場合

- ・ AIを利用して生成した画像等を利用する場合、侵害等の判断は、通常の意匠権・商標権侵害や不正競争といえるか。
- ・ 肖像権・パブリシティ権が問題になり得るとして、どのような場面が想定されるか。

(参考) 生成AIと知財法制 (著作権以外)

【主なもの】

知的創作物の保護

著作権法

特許法

意匠法

不正競争防止法
(商品形態模倣、営業秘密等)

【意匠】

物品や建築物の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの等に限る）であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの

- ⇒ 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠を「**実施**」する権利を専有（意匠法23条等）
（＊意匠権侵害要件として、依拠性は不要）

【不正競争防止法】（不競法2条1項3号～16号）

- ⇒ 他人の**商品の形態を模倣**した商品の譲渡等は「不正競争」として規制対象（3号）

3号は、他人の商品の形態に**依拠**して、これと**実質的に同一**の形態の商品を作り出す行為が規制対象

- ⇒ **営業秘密**について、不正取得又は不正取得したものを使用し、若しくは開示する行為等は、「不正競争」として規制対象（4～10号）

- ⇒ **限定提供データ**も同様（11号～16号）

業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報

営業標識の保護

商標法

不正競争防止法
(商品等表示)

【商標】

- ⇒ 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標を「**使用**」する権利を専有（商標法25条等）
（＊商標権侵害要件として、依拠性は不要）

【不正競争防止法】（不競法2条1項1号～2号）

- ⇒ 他人の**商品等表示**（需要者の間に広く認識されているもの）と同一・類似のものの使用等により、他人の商品・営業と混同を生じさせる行為は「不正競争」として規制対象（1号）
（＊侵害要件として、依拠性は不要）
- ⇒ 他人の**著名な商品等表示**と同一・類似のものの使用等は、「不正競争」として規制対象（2号）
（＊侵害要件として、依拠性は不要）

＊ 知的財産権以外にも、知財法の周辺領域として、

肖像権

パブリシティの権利▶

顧客吸引力を有する自己の氏名や肖像等を、第三者に排他的に使用することができる権利

名誉毀損（民法710条・刑法230条）

信用毀損（不正競争防止法2条1項21号・刑法233条）

(3) 技術による対応

【問題意識】

生成AIについて懸念されるリスク等に対しては、新たな技術の開発・普及も期待されるところ、知財リスク回避等の観点からどのような技術的方策が有効か、AIガバナンスの観点にも留意しながら、検討する必要がある。

【具体的な課題例】

● 技術例について

- ・ 技術による対応策として何が考えられるか（限界を含む）。また、知財固有の対応策はあるか。

【考えられる技術の例】

□ AIが生成したコンテンツを利用者が識別できる仕組み

- ・ AI生成物であることの表示（例：電子透かし）
- ・ コンテンツの信頼度を出元によって付与
- ・ 生成物がAIによってつくられたものか否かの判定

□ フィルタリング

- ・ AIが出力するコンテンツが、他のコンテンツに類似していないかを判定（類似判定）
- ・ 知財権を侵害するおそれのあるデータ・コンテンツのAI入出力抑制

□ 自動収集プログラム（クローラ）による収集を拒絶する技術

- ・ 「robots.txt」の記載による収集制限

● 学習元コンテンツの個別追跡・除外

- ・ 著作権等侵害が疑われるAI生成物に関し、学習済みモデルが学習したデータの追跡・特定は可能か。
- ・ 権利者からのオプトアウトを受け、学習用に用いた一部のデータを学習済みモデルから抜き取る（削除する）ことは可能か。

● 技術による対応策の担保・促進方策

- ・ 技術による対応策の採用・活用を担保する方策としては、どのようなものがあるか。また、誰に対し、どのように促していくことが適切か。

(4) 収益還元の在り方

【問題意識】

生成AIの開発・提供・利用の促進及び健全な発展による産業競争力の強化や、AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護のバランスの観点から、必要な方策としては、技術による対応等と合わせて、生成AIの利活用による収益がクリエイターに還元され、新たな創作活動の動機付けとなるような方策を検討する必要がある。

【具体的な課題例】

● 学習段階における収益還元策

- ・ 特定の用途に沿った、ファインチューニング済みモデルの作成・普及が見込まれるとして、相当数のデータを保有する権利者が学習用データセットを整備し、それを有償で提供することは、収益還元策として有効といえるか。

● 生成・利用段階における収益還元策

- ・ クリエイターが自らの作品群をもとに生成AIを開発し、それを有償で提供したり、または、自らが当該生成AIを活用して、新たな創作活動に活かしていくことも考えられるか。

* 上記のほか、収益還元に関し、今後のどのようなビジネスモデルが展開していくことが考えられるか。

(5) その他個別課題

【問題意識】

生成AIの開発・提供・利用の促進に向け、個別課題として、学習データセットの整備の観点からデジタルアーカイブとの関係につき整理を行うとともに、ディープフェイクについては、悪用により、偽情報等が社会を不安定化・混乱させるリスクをもたらすものであるところ、知財の観点からも、整理を行っておく必要がある。

(i) 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備に関する課題整理

【具体的な課題例】

● 基本的考え方の整理

- ・ 言語データにとどまらず、美術館や博物館等のアーカイブ機関が保有するコンテンツのデジタルアーカイブを、AI学習用データセットとして整備することの意義について、どのように考えるか。
- ・ AI学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備に関し、アーカイブ機関が権利者ではない保有データが含まれている場合に、知財法の観点から、アーカイブ機関が法的に留意すべき事項は何か。
(AI開発等のためにデータを外部に有償提供する場合の扱いも含む)

● AI学習実施のために必要な技術仕様

- ・ AI学習用データとして利用するために必要なデジタルアーカイブデータの技術仕様は、具体的にどのようなものか。
- ・ 当該仕様は、データの種類（画像・文章・音声等）によって違いはあるか。

デジタルアーカイブ

- ・ 一般的には、博物館・美術館・公文書館や図書館等の収蔵品を始め、有形・無形の学術・文化資源等をデジタル化して記録保存を行うことを指す

(ii) ディープフェイクについての知財法からの課題整理

【具体的な課題例】

● 知財法等の扱いに関する基本的考え方の整理

- ・ 他人の著作物（画像や動画）を無断利用している場合には、著作権又は著作者人格権侵害となり得るとともに、動画中の実演の改変については、実演家の権利又は実演家人格権の侵害となり得ると考えられるが、ディープフェイク動画において、外見や声を無断で使用された被写体（実演家ではない者）は、どのような主張が可能か。
 - 肖像権・パブリシティ権の主張の可否及び条件
 - 著作権法に基づく侵害主張の可否及び条件
（被写体による債権者代位権の行使は可能か／被写体は告訴権者として位置付けられ得るか）
 - 上記以外の救済方策の有無（名誉感情侵害、不正競争防止法（信用毀損行為）等）

● 海外における法規制動向

- ・ ディープフェイクについて、海外では規制の対象となっているか。また、それは、どのような観点に着目した規制か。

ディープフェイク

- ・ 機械学習や深層学習を含むAI技術を用いて、本物又は真実であるかのように誤って表示し、人々が発言又は行動していない言動を行っているかのような描写をすることを特徴とする、操作又は合成された音声、画像又は動画コンテンツを指す
(EU・AI規制法案3条(44d)参照)

(6) 社会への発信等の在り方

【問題意識】

AIガバナンスの議論は、著作権等の知財リスクの観点とも密接に関連するとともに、EUや米国等の動向は、流動的である。このため、AIガバナンス等に関する国内外の動向も踏まえつつ、必要な方策を検討する必要がある。

【具体的な課題例】

● AIガバナンスの議論との連動

- ・ AIガバナンスで議論される公平性・説明責任及び透明性等のために必要な措置は、AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護のバランスの確保の観点からも有効なものを含み得るところ、必要な方策等の検討において、AIガバナンスとの関係についてどのように考えるべきか。

3. 検討課題Ⅱ（AIと発明）

（１）AIを利用した発明の取扱いの在り方

【現行知財制度の整理と問題意識】

特許法の保護対象である「発明」は、自然法則を利用した技術的思想の創作（のうち高度のもの）が対象であり、自然人によって創作されたものであることが前提であるところ、AI技術の急速な進展を踏まえ、改めて、AIを利用した発明についての現行法制度上の考え方について、整理・検討する必要がある。

【具体的な課題例】

● AIを利用した発明に係る現行法制度上の「発明」要件の考え方の整理

- ・ 生成AIをはじめとしたAI技術の進展を踏まえ、発明の各過程（①課題設定、②解決手段候補選択、③実効性評価）においてどの程度自然人が関与していれば自然人の発明と認められるか。

（２）AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題

【現行知財制度の整理と問題意識】

特許要件として、例えば、発明の進歩性が求められており、これは当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）を基準として行われる（特許法29条2項）。そこで、AI技術の急速な進展を踏まえたときに、発明の特許性の考え方にどのような影響が生じているか、検討する必要がある。

【具体的な課題例】

● AIを利用した発明に係る現行法制度上の特許要件の考え方の整理

- ・ AI技術の進展により、特許審査における「進歩性」の判断をはじめ、発明の特許性の判断にどのような影響が生じるか。

(参考) AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

発明の保護対象について

【前提】 発明の創作過程における①課題設定、②解決手段候補選択、③実効性評価のいずれかに自然人が関与していれば、自然人による発明として特許権の付与対象とされている。

①課題設定



②解決手段候補選択



③実効性評価

※「平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
A Iを活用した創作や3 Dプリンティング用データの産業財産
権法上の保護の在り方に関する調査研究報告書」等に基づく。

【検討事項】

生成AIをはじめとしたAI技術の進展を踏まえ、各過程においてどの程度自然人が関与していれば自然人の発明と認められるか改めて検討する必要。

発明の特許性の判断基準について

【前提】 特許の要件として、例えば、当該技術分野において通常の知識を有する者（当業者）が、先行技術に基づき容易に発明することができたと認められるものは、「進歩性」を有しないものとして、特許を受けることができないとされている（特許法第29条第2項）。

【検討事項】

AI技術の進展により、特許審査における「進歩性」の判断をはじめ、発明の特許性の判断にどのような影響が生じるか検討する必要。